

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																																								
	支給対象者	支給率又は支給額																																																										
	特地公署又は準特地公署への異動に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当が支給される。(6年間)	(給料+扶養手当)×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕		45.5.1から																																																								
7 へき地手当等	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員。	5級 (給料+扶養手当)×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8% 準1級 同 上 ×4%	同上																																																									
	へき地等学校への異動に伴って住居を移転した職員には、へき地手当に準ずる手当が支給される。(6年間)	(給料+扶養手当)×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕		45.5.1から																																																								
8 超過勤務手当 休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○午後10時から午前5時の勤務…………… ○上記以外の時間の勤務…………… ○休日の勤務……………	1時間の額 (給料)×12×1.5 52×44 1時間の額 (給料)×12×1.25 52×44	翌月の給料支給日																																																									
9 宿日直手当	宿直又は日直勤務等を命ぜられた職員。 宿直または日直…………… 土曜日の半日直……………	1回につき 2,000円 1回につき 1,000円	給料の支給日	49.9.1から改定																																																								
10 期末手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。 3月1日…………… 6月1日…………… 12月1日……………	(給料+扶養手当)×(期間率) 50…………… 100…………… 140…………… 100…………… 210…………… 100……………	3月15日 6月15日 12月5日	49.4.1から改定																																																								
11 勤勉手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。 6月1日…………… 12月1日……………	(給料)×(期間率) 60…………… 100…………… 60…………… 100……………	6月15日 12月5日	45.5.1から改定																																																								
12 寒冷地手当 (基準額) (附加定額)	寒冷地の級地別に応じ、基準日に在職する職員。ただし基準日付をもって退職した者については支給しない。 寒冷地の級地区分が4級地及び5級地である地域に在勤する職員。	(1) 基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項 級地</th> <th rowspan="2">定率 分</th> <th colspan="3">定額分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th>その他 の職員</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>45</td> <td>円 26,800</td> <td>円 17,870</td> <td>円 8,930</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>35</td> <td>円 20,100</td> <td>円 13,400</td> <td>円 6,700</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>25</td> <td>円 16,750</td> <td>円 11,170</td> <td>円 5,580</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>18</td> <td>円 11,390</td> <td>円 7,590</td> <td>円 3,800</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>10</td> <td>円 6,700</td> <td>円 4,470</td> <td>円 2,230</td> </tr> </tbody> </table> (2) 附加定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項 級地</th> <th colspan="3">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他 の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>円 17,000</td> <td>円 11,350</td> <td>円 5,700</td> <td>円 2,850</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>円 8,500</td> <td>円 5,700</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項 級地	定率 分	定額分			世帯主である職員		その他 の職員			扶養親族あり	扶養親族なし		5級地	45	円 26,800	円 17,870	円 8,930	4級地	35	円 20,100	円 13,400	円 6,700	3級地	25	円 16,750	円 11,170	円 5,580	2級地	18	円 11,390	円 7,590	円 3,800	1級地	10	円 6,700	円 4,470	円 2,230	事項 級地	世帯主である職員			その他 の職員	扶養親族あり	扶養親族なし		5級地	円 17,000	円 11,350	円 5,700	円 2,850	4級地	円 8,500	円 5,700			8月10日	49.8.10から改定
事項 級地	定率 分	定額分																																																										
		世帯主である職員		その他 の職員																																																								
		扶養親族あり	扶養親族なし																																																									
5級地	45	円 26,800	円 17,870	円 8,930																																																								
4級地	35	円 20,100	円 13,400	円 6,700																																																								
3級地	25	円 16,750	円 11,170	円 5,580																																																								
2級地	18	円 11,390	円 7,590	円 3,800																																																								
1級地	10	円 6,700	円 4,470	円 2,230																																																								
事項 級地	世帯主である職員			その他 の職員																																																								
	扶養親族あり	扶養親族なし																																																										
5級地	円 17,000	円 11,350	円 5,700	円 2,850																																																								
4級地	円 8,500	円 5,700																																																										
13 定時制通信教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員及び当該課程を置く学校の校長。 (1) 校長…………… (2) 副校長及び主事…………… (3) 教員及び実習助手……………	給料月額8% 同上 10%	給料の支給日	46.4.1から改定																																																								
14 産業教育手当	農業、工業または水産の課程を置く高等学校において当該教諭又は助教諭の免許状を有して当該課程の教科を担当する教員又は実習助手(給料の特別調整額の支給を受ける教員を除く)。	給料月額の10% ただし定時制通信教育手当の支給を受ける者には6%。	同上	46.4.1から改定																																																								
15 住居手当	① 月額4,000円を超える家賃等を負担している職員。 (1) 家賃等額…………… 4,000円を超え10,000円まで (2) 家賃等の額…………… 1,001円以上 ② その所有に係る住宅に居住して世帯主である職員。	家賃等額 - 4,000 = 手当額 (家賃等の額 - 10,000円) × 1/2 + 6,000円 = 手当額(8,000円限度) 1,000円(当該住宅が新築又は購入がなされた日から5年を経過するまでの間は1,500円加算)	同上	49.4.1から改定																																																								